

第 4 章 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

1 以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域は以下のとおりである。

なお、環境影響評価の項目のうち「景観」において、「景観対策ガイドライン(案)」(1981年 UHV 送電特別委員会環境部会立地分科会)において「景観的に気になりだす」とされる垂直視野角 2° (風力発電機の高さは220mに設定)を下限に周辺の眺望点を対象とし、近景、中景、遠景を考慮し設定した。なお、影響範囲には銚子市及び旭市の他、茨城県(神栖市)及び東庄町が含まれるが、垂直視野角 2° (距離約6.3km)の範囲に主要な眺望点は存在しないため対象地域から除外した。

銚子市及び旭市